

小名浜検潮所
導水管等清掃・応答特性調査及び検潮井戸内堆積物調査
仕様書

令和7年度
仙台管区気象台

1 件 名

小名浜検潮所 導水管等清掃・応答特性調査及び検潮井戸内堆積物調査

2 目 的

本件は、小名浜検潮所の検潮井戸内の付着・堆積物、及び導水管の内部とその取水口付近の付着・堆積物を除去するとともに、清掃前後の応答特性状況を調査することにより、検潮所の機能を正常に維持して、沿岸防災業務の円滑な遂行に資するために実施するものである。

また、長期間の運用による除去できていない検潮井戸内の沈殿・堆積物について、今後の除去方法等の策定のため、現状確認・把握するための調査を実施するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、小名浜検潮所 導水管等清掃・応答特性調査及び検潮井戸内堆積物調査について適用する。

4 履行期限

令和7年10月31日(金)

5 作業場所

福島県いわき市小名浜字高山小名浜港4号埠頭地先 小名浜検潮所 (別紙1参照)

6 連絡先

(1) 仙台管区气象台 気象防災部 観測整備課 (提出物に関すること)

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

TEL 022-290-6881

(2) 仙台管区气象台 総務部 会計課 (契約に関すること)

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

TEL 022-297-8101

(3) 気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課 (作業に関すること)

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

TEL 03-3434-9126

7 監 督

(1) 仙台管区气象台の任命する監督職員により、作業内容が本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行うものとする。

(2) 監督職員は、作業の進捗状況や提出書類の内容に関して、受注者に対し補足説明を求め、また、補足資料の提出を要求することができる。受注者は、その説明資料の提出及び方法について監督職員の指示に従うものとする。

(3) 仕様書の内容に疑義を生じた場合は、受注者は速やかに監督職員の指示を求めなければならない。この場合、当該指示を文書によって行うよう要求することができる。

8 検 査

(1) 本作業の完了時に、仙台管区气象台が任命する検査職員により完了検査を実施するものとする。完了検査は、本仕様書に適合するか否かにより、合格または不合格の判定を行うものとする。

(2) 受注者は、検査職員が行う完成検査に対して、必要な支援を行い、検査職員の職務の遂行に協力すること。

9 提出書類

以下の書類を監督職員へ電子ファイルで提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式(エクセル、ワード、PDF等)とすること。なお、提出期日は土曜日、日曜日及び祝日を含めな

いものとする。

(1) 工程表

受注者は、本仕様に基づく工程表を、契約締結後 7 日以内に提出し、承認を得ること。

(2) 作業従事者名簿

受注者は、作業実施日の 3 日前までに作業従事者名簿（別紙 2）を提出すること。

(3) 打合せ議事録

本仕様に関して打ち合わせを行ったときは、その議事録を打ち合わせ後速やかに提出すること。

(4) 作業日報

作業期間中の作業日報（別紙 3）を作業日毎に作成し提出すること。

(5) 作業報告書

受注者は、作業完了後速やかに作業報告書を提出し、承認を得ること。作業報告書には、作業概要を記載するとともに、以下の資料を収めること（書式は任意）。また、これを収録した電子媒体（DVD）を気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課へ提出すること。

ア 作業写真

作業前、作業中及び作業完了時の状況（井戸及び導水管への泥、生物等の付着、堆積状況を含む）をカラーで写真撮影し、説明文を添付すること。

イ 作業考察

潜水土による海中の導水管の状況や導水管口の周辺の土砂堆積状況の確認結果を記述すること。また、本作業の結果から、次の清掃作業の際に実施すべき事項がある場合は記述すること。

ウ 検潮井戸内堆積状況調査結果

本堆積物調査の対象であるこれまでで除去できていない検潮井戸内の沈殿・堆積物について、その態様、堆積深または推定沈殿量等にかかる調査結果を、写真を添えて記述すること。なお、堆積物の除去方法についての提案を含めること。

10 連絡及び指示事項

(1) 本作業に使用する機械、機材等は、導水管の応答特性調査に使用する取水口の止水栓も含めて受注者が用意すること。また、作業に必要な光熱水料についても受注者が負担すること。

(2) 受注者は、作業現場の管理及び申請等を関係法規に従い遺漏なく行い、事故防止に努めること。

(3) 本作業は、可能な限り干満潮時の前後 1 時間は避け、平日の 08 時 30 分から 17 時 00 分の間に実施すること。また、本作業が時間外に及ぶ場合は、事前に監督職員に申し出て許可を得ること。

(4) 波浪や悪天により作業が不可能である、または不可能となることが予想される場合、監督職員と協議し作業の日程を変更して実施すること。

(5) 受注者は、本作業において既存の建物・工作物等に汚染・損傷のおそれのあるものについては、適切な方法で養生を行うこと。

(6) 本作業において既存の建物・工作物等に汚染・損傷を与えた場合は、受注者の責任ですみやかに現状に復旧すること。

(7) 本作業に伴う諸手続き及び諸届出の一切の事務は受注者が代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。

(8) 除去物等本作業による発生材は全て場外搬出とし、関係法令に基づき処分を行うこと。

(9) 本作業において、仕様書及び作業上の疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。

(10) 監督職員及び検査職員から作業内容の不備について指摘を受けた場合、受注者は直ちに適切な措置をとること。

(11) 作業完了後は、作業現場の後片付け後に清掃を行うこと。

- (12) 提出書類について、気象庁は受注者の了解なしにこれを複写し、転載使用できるものとする。

11 保 証

本作業の完了後1年以内において、本作業に起因する破損または不具合等が生じた場合は、受注者の責任で速やかに適切な処置を講ずること。

12 仕 様

- (1) 井戸内(ヒューム管：内径1.0m・深さ10.4m)、導水管内(硬質塩化ビニール管：内径0.15m・長さ2.0m)及び取水口付近の目視点検を行い、貝殻・海草等の付着物、砂泥等の堆積物、ゴミ等をコンプレッサの圧送等により除去し、清掃すること。
- (2) 導水管の取水口周りの石堤・捨石についても同様に作業を行うこと。
- (3) 清掃作業の前後に、別添の手順により導水管の応答特性調査を行うこと。
- (4) 点検の際、破損箇所等を発見したときは速やかに監督職員へ報告すること。
- (5) これまでで除去できていない検潮井戸内の沈殿・堆積物の態様、堆積深または推定沈殿量等を調査し、その概要について写真を添えて報告すること。また、除去方法についての提案を含めること。
- (6) 上記(5)の調査の際、一部の堆積物等の除去が使用機材により可能な場合は、監督職員に報告し、対処についてその指示を受けること。



小名浜検潮所位置図

作 業 従 事 者 名 簿

令和 年 月 日

[illegible]

作業日報

令和	年	月	日	曜日	天	候				
契約件名	小名浜検潮所 導水管等清掃・応答特性調査及び検潮井戸内堆積物調査				会 社 名 等					
作業時間	時 分～ 時 分				作業責任者					
作業場所				作業人員	技術者 名	工数	技術者 人時	進捗率 %		
					労務者 名		労務者 人時			
会社名・所属等			氏 名		会社名・所属等			氏 名		
作業内容										
打ち合わせ事項										
材料等の搬入状況										
翌日の予定										

注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。

2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。

4 全作業従事者の「所属・氏名」を記載すること。

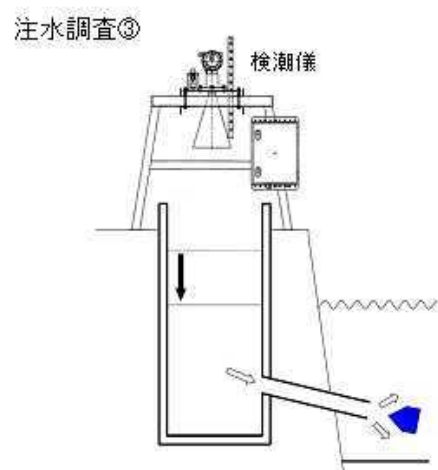
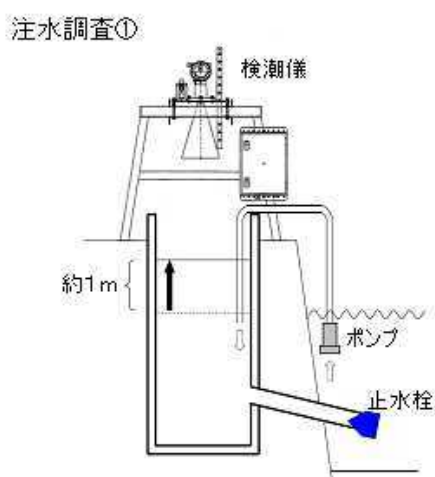
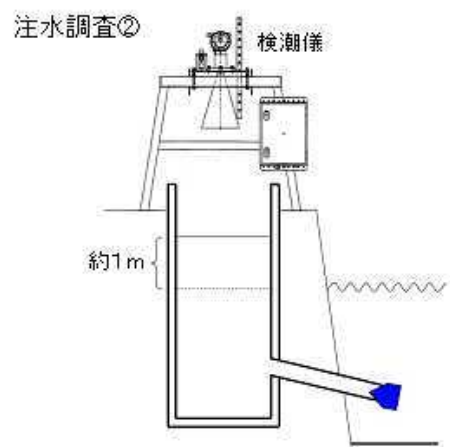
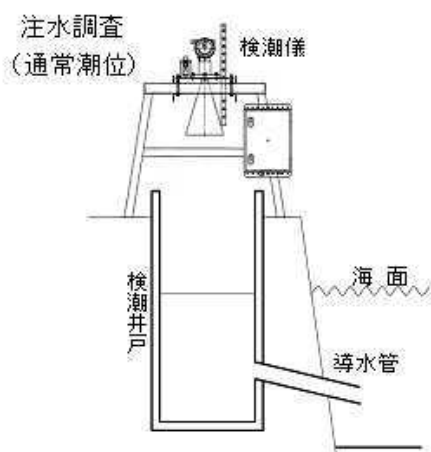
導水管の応答特性調査方法

導水管の応答特性調査は注水調査と排水調査があり、清掃作業の前に注水調査3回、排水調査3回の順番で、清掃作業の後に排水調査3回、注水調査3回の順番で実施する。

(1) 注水調査

- ① 監督職員の指示により潜水土が取水口に止水栓を施した後、水中ポンプで検潮井戸に海水を注水する。注水開始時との水位差が約1mになったらポンプを止める。
- ② 止水栓をしている状態で1～2分間、水位変化を監視する。正常であれば水位変化は数センチ程度であるが、大きな水位変化が生じる場合、井戸及び導水管の破損による海水の流出が疑われる。
- ③ 監督職員の指示により潜水土が止水栓を外し、外海と同じ水位（通常の潮位）に戻るまで監視する。その際、監督職員がその間の所要時間を測定する。

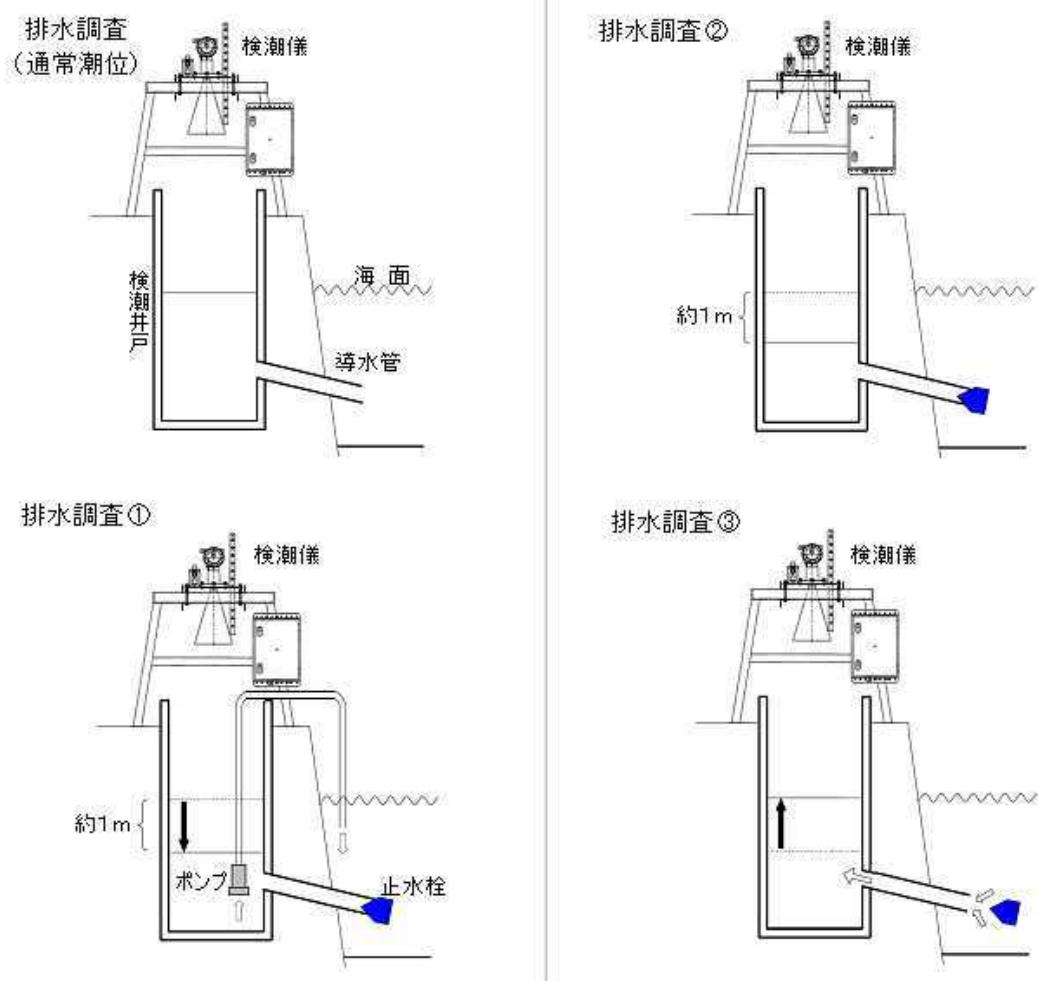
※①～③の作業に要する時間は、ホンプの性能にもよるが、5～10分程度である。



(2) 排水調査

- ① 監督職員の指示により潜水土が取水口に止水栓を施し、水中ポンプで検潮井戸から海水を排水する。排水開始時との水位差が約1 mになったら、ポンプを井戸から引き上げた後、止める。
- ② 止水栓をしている状態で1～2分間、水位変化を監視する。正常であれば水位変化は数センチ程度であるが、大きな水位変化が生じる場合、井戸及び導水管の破損による海水の流入が疑われる。
- ③ 監督職員の指示により潜水土が止水栓を外し、外海と同じ水位（通常の潮位）に戻るまで監視する。その際、監督職員がその間の所要時間を測定する。

※①～③の作業に要する時間は、ホンプの性能にもよるが、5～10分程度である。



(3) 注意事項

応答特性調査時に井戸や導水管に異状を発見した場合、出来る範囲で原因の特定を行い監督職員へ報告する。また、作業日報及び作業報告書にその内容を記載する。